

※様式は区のホームページよりダウンロードができます。

トップページ→まちづくり・環境→計画・取り組み→都市計画→まちづくりルール→地域ルール(銀座地区、日本橋問屋街地区、晴海地区)→駐車施設確保のルール→手続き書類等 の順に検索ができます。

刊行物登録番号 30-032  
平成30年7月発行

中央区附置義務駐車施設整備要綱

銀座地区

駐車施設の地域ルール



中央区都市整備部建築課

03-3546-5457・5458(直通)

## 目的

銀座地区における開発事業を対象に、東京都駐車場条例（以下、都条例）に基づき、中央区附置義務駐車施設整備要綱（以下、要綱）により独自の地域ルールを定め、必要な指導及び協力要請を行い、駐車施設を適切に確保することにより銀座のまちづくりにふさわしい交通環境等の改善を図ることを目的としています。

## 適用の範囲

銀座一丁目から銀座八丁目まで、都条例において駐車施設の附置義務を伴う新築・増築等が対象となります。

※都条例第18条により附置の特例を適用した開発事業も手続きの対象となります。

## 駐車施設等の附置

次の表に定める駐車施設等を確保してください。

		参加建築物 (事業区域面積500㎡未満)		集約建築物 (事業区域面積500㎡以上)
		事業区域内に確保	隔地確保	事業区域内に確保
(1)	駐車施設	都条例に規定する附置義務台数について、事業区域内に確保する。	都条例に規定する附置義務台数について、集約駐車場等に確保する。 ※1	都条例に規定する附置義務台数に1.2を乗じて得た台数（四捨五入）を事業区域内に確保する。※2
(2)	身体障害者対応駐車施設	1台以上を事業区域内に確保する。 ※3	隔地は認められません。	1台以上を事業区域内に確保する。 ※3
(3)	荷さばき駐車施設	都条例に規定する附置義務台数を事業区域内に確保する。 ※3	原則として、隔地は認められません。	都条例に規定する附置義務台数を事業区域内に確保する。 ※3

※1 隔地駐車する際には、事業者による集約駐車場等との長期の賃貸借契約が必要になります。（これに掛かる費用は別途事業者負担となります。）

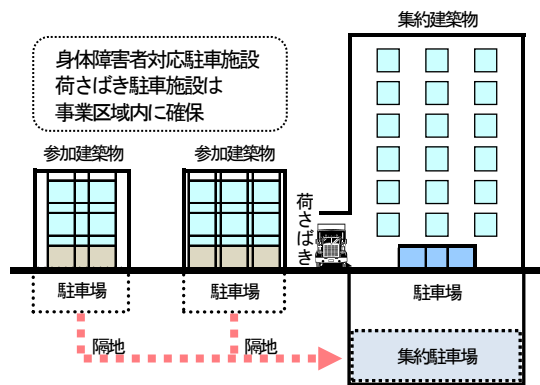
※2 0.2倍分については、駐車施設の規模を普通車のものとしてください。

※3 台数については（1）の内数とすることができます。

### 集約駐車場とは？

この要綱により附加された駐車施設（附置義務の0.2倍分）及び附置された、荷さばき駐車施設及び身体障害者対応駐車施設を指します。

これらの駐車施設は、事業区域500㎡未満の隔地駐車先として適切に維持管理をしていただくと共に、荷さばき駐車施設、身体障害者対応駐車施設については、周辺建物との共同利用に協力しなければなりません。

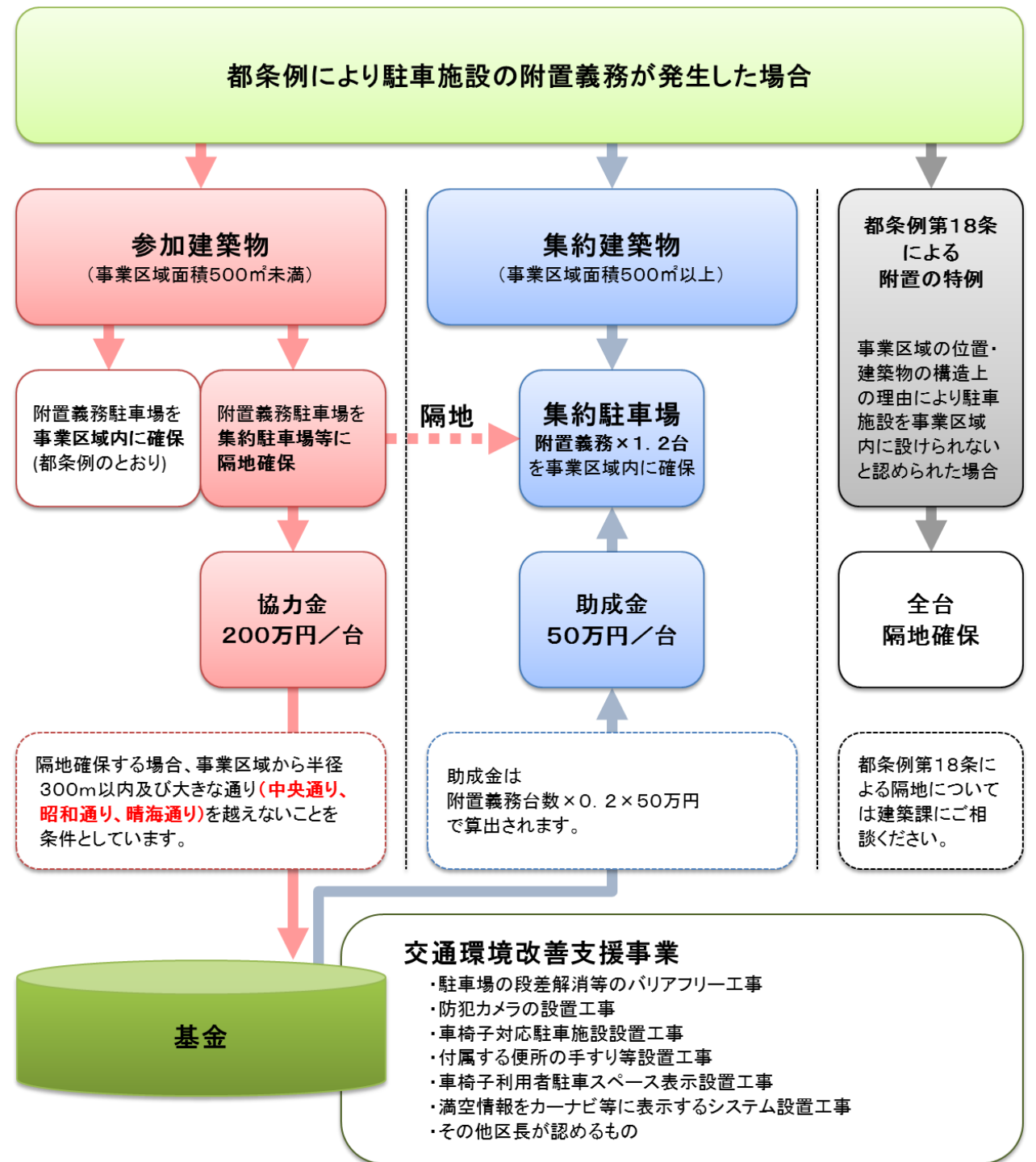


## 駐車施設等の規模

都条例17条の5の規定を準用します。

(1)	小型車	幅2.3m×奥行5.0m 以上	(3)	身体障害者対応駐車施設	幅3.5m×奥行6.0m 以上
(2)	普通車	幅2.5m×奥行6.0m 以上	(4)	荷さばき駐車施設	幅3.0m×奥行7.7m 以上 幅4.0m×奥行6.0m 以上 いずれも梁下3.0m 以上

## 事業フロー



## 駐車施設等の維持管理

- 都条例及び当該要綱で確保した駐車施設等は、適切に維持管理がされるよう毎年区長に報告をしなければなりません。（3月末までに提出をお願いします）
- 集約駐車場は、事業区域又は駐車場出入口などに、標示板を掲示しなければなりません。駐車施設等を譲渡又は賃貸をするときは、譲渡又は賃貸を受ける方に、維持管理についての事項を契約書などの事項に明示しなければなりません。
- 駐車施設等の設置場所、設置台数、建物所有者、建物管理者に変更が生じた場合は、区長に届出をしなければなりません。

大規模小売店舗立地法が適応される建物については、当該要綱による協議のほか、東京都への協議・届出がありますのでご相談下さい。

